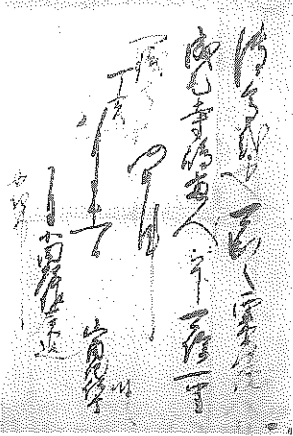
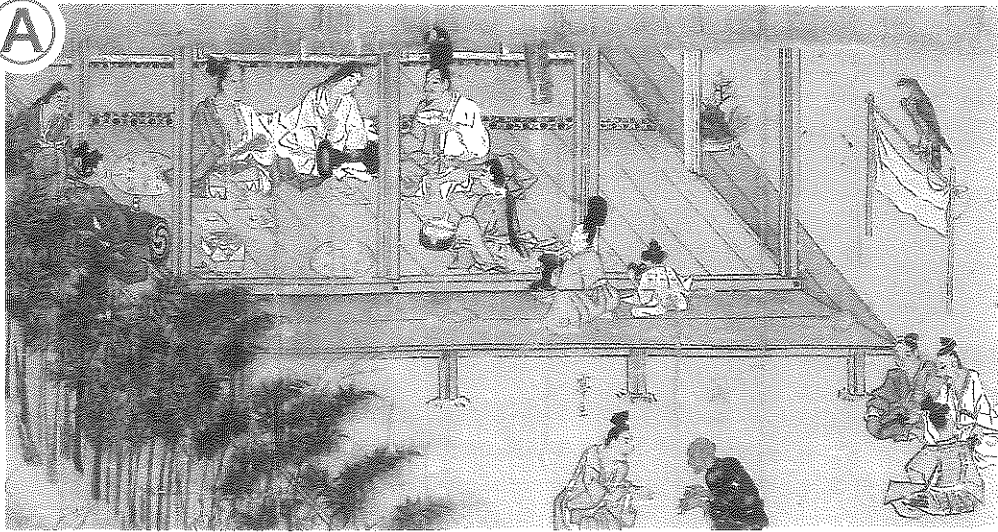
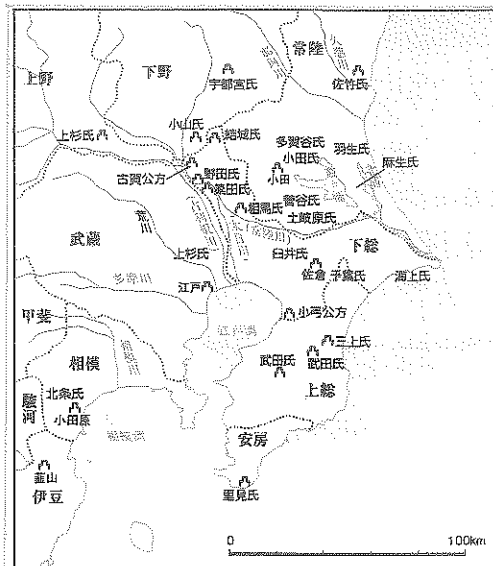
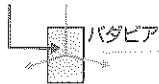


番号	指摘箇所		原文	修正文
	頁	行		
51	88 ~ 89		学習指導要領に示す「内容」の(2)のアの「歴史的事象の推移や変化、相互の因果関係を考察するなどの活動を通して、歴史の展開における諸事象の意味や意義を解釈させる」に照らして、記述が不十分であり、扱いが不適切である。 歴史の解釈 後北条氏の領国支配 (教科書関連ページ — p.29, 87, 99, 120) 中世の史料を読む この史料をよく見てみよう。これらは和紙に墨で字が書かれているもので、古文書とよばれる。この史料からどんなことを読みとることができるのだろうか。  3行の文章のあとに日付け、差出人、宛所(あてどころ)が書かれ、日付けに朱印がみえる。最初の2文字は「傳(伝)馬」, そのあとの文字は「貳(貳, 二)足(匹)」, 朱印の文字は「常調」と読み、 馬の絵もある。 この史料の読み下しと本文部分の口語訳は以下の通りである。 読み下し 伝馬貳足、これを出すべし、栗原証人、成毛・寺嶋両人にくださる、一里一銭を除くべきものなり、依つて件の如し。 丁亥 八月十一日 (伝馬朱印) 小田原より佐倉まで 宿中 口語訳 伝馬二足を提供しなさい。この栗飯(原文では欠字)原が証人だ。 成毛と寺嶋の両人に提供しなさい。一里一銭の料金をとってはいいけない。	歴史の解釈 絵巻を読み解く A  B  Aは、「一遍聖絵」に描かれた筑前 の武士の館である。 「一遍聖絵」は、時宗の祖一遍の全国遊行を 描いた絵巻である。詞書には、「建治二年、 筑前国にて、ある武士の屋形におはしたりければ、酒宴の最中にて侍りけるに、家主装束 ことにひきつくろひ、手あらひ、口すすぎて、 おりむかひて念仏受けて」(一遍が館を訪れ

番号	指摘箇所		原文	修正文																																																																																																																								
	頁	行																																																																																																																										
51 (続き)			 15～16世紀の関東における勢力分布 (石井進・宇野俊一編『千葉県の歴史』より) 北条氏の領国支配 「小田原から佐倉まで」ということは何を意味しているのだろうか。当時の関東諸勢力分布図をみて小田原と佐倉をさがしてみよう。小田原を中心に関東西部で勢力を広げていた北条氏の勢力範囲はどのように変化しているであろうか。この伝馬手形を出したときには、関東のほとんどが北条氏の支配下におかれていたものと解釈できる。関東の西に位置する小田原から東に位置する佐倉までこの伝馬手形1枚で公用馬を走らせることができたと考えることで、その勢力範囲のひろがりを見ることができる。 この伝馬手形はいつ出されたものであろうか。文書には日付けの手がかりとして「丁亥八月十一日」という文字がみえる。当時の暦は干支・十二支で表される場合が多く、庚午年、戊辰戦争、甲午農民戦争など干支を用いた歴史用語も存在する。同じ干支は60年に1回しか使用することがない。戦国時代では、「丁亥」の年は、1467(応仁3)年で <table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr><tr><td>甲子</td><td>乙丑</td><td>丙寅</td><td>丁卯</td><td>戊辰</td><td>己巳</td><td>庚午</td><td>辛未</td><td>壬申</td><td>癸酉</td><td>甲戌</td><td>乙亥</td></tr><tr><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td></tr><tr><td>丙子</td><td>丁丑</td><td>戊寅</td><td>己卯</td><td>庚辰</td><td>辛巳</td><td>壬午</td><td>癸未</td><td>甲申</td><td>乙酉</td><td>丙戌</td><td>丁亥</td></tr><tr><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td>32</td><td>33</td><td>34</td><td>35</td><td>36</td></tr><tr><td>戊子</td><td>己丑</td><td>庚寅</td><td>辛卯</td><td>壬辰</td><td>癸巳</td><td>甲午</td><td>乙未</td><td>丙申</td><td>丁酉</td><td>戊戌</td><td>己亥</td></tr><tr><td>37</td><td>38</td><td>39</td><td>40</td><td>41</td><td>42</td><td>43</td><td>44</td><td>45</td><td>46</td><td>47</td><td>48</td></tr><tr><td>庚子</td><td>辛丑</td><td>壬寅</td><td>癸卯</td><td>甲辰</td><td>乙巳</td><td>丙午</td><td>丁未</td><td>戊申</td><td>己酉</td><td>庚戌</td><td>辛亥</td></tr><tr><td>49</td><td>50</td><td>51</td><td>52</td><td>53</td><td>54</td><td>55</td><td>56</td><td>57</td><td>58</td><td>59</td><td>60</td></tr><tr><td>壬子</td><td>癸丑</td><td>甲寅</td><td>乙卯</td><td>丙辰</td><td>丁巳</td><td>戊午</td><td>己未</td><td>庚申</td><td>辛酉</td><td>壬戌</td><td>癸亥</td></tr></table> 左上の1～60は年の順番を示す。 十干十二支の表 ある。つぎの「丁亥」の年は、1527(大永7)年、1587(天正15)年である。1467年は応仁・文明の乱がおこった年で、まだ北条氏は登場していない。1527年以降も上杉謙信の関東侵攻や里見氏との合戦があったことなどを考えると、後北条氏が関東全域を安定した支配下においた時期として、1587年であると推定できる。当時の北条氏は氏政と氏直が中心となっていた。 3年後の1590年には、豊臣秀吉の関東襲来によって小田原合戦がおこなわれた。小田原城に立てこもった北条氏政は敗北し切腹した。この伝馬手形はこの3年前に出されたものである。 史料の解釈 このように史料を調べ、当時の歴史と照らし合わせることで、いろいろな解釈をすることができる。北条氏は、戦国大名として早い時期から伝馬制度を確立し、情報をより早く伝達することによって領国経営をすすめていた。この手形が出されたときには、小田原から佐倉までの交通は整備され、宿ごとに伝馬が提供されていたことがわかる。	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	甲子	乙丑	丙寅	丁卯	戊辰	己巳	庚午	辛未	壬申	癸酉	甲戌	乙亥	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	丙子	丁丑	戊寅	己卯	庚辰	辛巳	壬午	癸未	甲申	乙酉	丙戌	丁亥	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	戊子	己丑	庚寅	辛卯	壬辰	癸巳	甲午	乙未	丙申	丁酉	戊戌	己亥	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	庚子	辛丑	壬寅	癸卯	甲辰	乙巳	丙午	丁未	戊申	己酉	庚戌	辛亥	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	壬子	癸丑	甲寅	乙卯	丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥	たとき、主人は酒宴の真最中であつたが、一遍を見つけると、急いで手を洗い、口をすすいで庭に降りてきて、一遍の勧める念仏を受けた」と書かれている。 建治2(1276)年は、文永の役がおきた2年後にあたり、九州は、蒙古襲来の再来に備え、厳戒態勢の状況にあった。 「一遍聖絵」に描かれた武士の館のなかで、館の中心に位置する主屋の空間に注目すると、以下のようなことを読みとることができる。 ●館の中心に位置する主屋は寝殿造で、奥が畳敷、その手前は板敷である。 ●酒宴は板敷で、円座を使っておこなわれている。 ●室内の板敷には、両口銚子をもって酒を注ぐために控えている童、鼓を打つ遊女(白拍子)、杯を手にした客が描かれている。 ●鷹狩りのための鷹が繋がれている。 ②は、「酒飯論絵巻」に描かれた武士の館における寄合(宴会)である。 「酒飯論絵巻」は、武士の造酒正糟屋朝臣長持と僧侶の飯室律師好飯とがそれぞれ酒と飯のよさを競うさまを描いたもので、16世紀の作品である。 「酒飯論絵巻」に描かれた武士の寄合のなかで、それが開かれた場所(会所)の空間に着目すると、以下のようなことを読みとることができる。 ●畳が敷き詰められた部屋で、宴会がおこなわれている。 ●床を背に座っている客には白拍子らしい女性が付き添い、前に肴を入れた折敷酒盃をのせる懸盤がある。 ●大盃に銚子で酒を注ぐ男を中央に、手前では2人の男が鼓に合わせて宴を楽しんでいる。 ●床の間には付書院があり、座敷飾りの立花がある。 ここで、「一遍聖絵」と「酒飯論絵巻」という二つの資料を比較して、大きく変化していると思われることをあげ、その理由を考えてみよう。 やってみよう ⇒教科書にも掲載されている「一遍聖絵」や「法然上人絵伝」(1351(観応2)年に制作された「慕帰絵詞」には、一部に畳を敷いた部屋が描かれている。 しかし、「酒飯論絵巻」や1482(文明14)年に補作された「慕帰絵詞」には、畳を敷き詰めた部屋が描かれている。畳が部屋全体に敷き詰められるようになったのはなぜだろうか。その理由を、居住空間や生活文化などの視点から考えてみよう。 ⇒「酒飯論絵巻」には、鎌倉時代にはなかった立花が描かれている。 室町時代に立花が発展したのはなぜだろうか。その理由を、宗教や芸能という視点から考えてみよう。 ここでは、「一遍聖絵」と「酒飯論絵巻」という二つの絵画資料を読み解いて、中世の生活文化における変化を考察した。おなじように非文字資料をくわべたり、史料を読みくわべたりすることで、歴史事象の推移や変化、相互の因果関係を考察し、その歴史的意義を解釈することができる。多角的な視点と多様な歴史的資料から考察してみよう。
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																																																																																																	
甲子	乙丑	丙寅	丁卯	戊辰	己巳	庚午	辛未	壬申	癸酉	甲戌	乙亥																																																																																																																	
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24																																																																																																																	
丙子	丁丑	戊寅	己卯	庚辰	辛巳	壬午	癸未	甲申	乙酉	丙戌	丁亥																																																																																																																	
25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36																																																																																																																	
戊子	己丑	庚寅	辛卯	壬辰	癸巳	甲午	乙未	丙申	丁酉	戊戌	己亥																																																																																																																	
37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48																																																																																																																	
庚子	辛丑	壬寅	癸卯	甲辰	乙巳	丙午	丁未	戊申	己酉	庚戌	辛亥																																																																																																																	
49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60																																																																																																																	
壬子	癸丑	甲寅	乙卯	丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥																																																																																																																	
52	89 左	27	誤りである。 (原文は、修正表 No.17、番号 51 の中に示す)	(削除)																																																																																																																								

番号	指摘箇所		原文	修正文
	頁	行		
53	89	地図	表記が不正確である。 (原文〔地図〕は、修正表 No.17、番号 51 の中に示す) (125 頁 14 行) 下総古賀に幽閉された。	(地図、削除) 下総古河に幽閉された。
54	92	1 - 4	『平家物語』に描かれた巴の姿が、確実な史実に基づいたものであるかのように誤解するおそれのある表現である。 源平が戦った治承・寿永の乱のなかで、木曾（源）義仲の「便女」（「美女」とするものもあるが、義仲の側近くに仕えた女性と考えられている）として従軍し、近江国栗津の戦場で敵と最後まで格闘しつつ、義仲に再三にわたってうながされ、やっと落ちていった巴の姿は、『平家物語』にひととき鮮やかに描かれている。残念ながら、巴のその後を確実に知りうる史料はないが、巴のように、たくましく中世社会を生きぬいていった女性のありようをさがすことは可能である。 中世に限らず、一般に戦争がおこったとき、戦闘員同士の捕虜だけでなく「乱取り」とよばれる略奪行為や「人取り」とよばれる人身捕獲行為が戦場の内外で公然とおこなわれた。	「巴は色白う髪長く、容顔まことに美麗なり。究竟の（この上ない）荒馬乗の悪所落とし（険しい所でも馬を乗りこなす）、弓矢打物（太刀）取っては、如何なる鬼にも神にも逢ふ（対抗する）と云ふ、一人当千の兵なり。されば軍といふ時は、……一方の大將に向けられけるに、度々の高名肩を雙ぶる者なし」。 これは、『平家物語』の一節で、巴とは、治承・寿永の内乱で、平氏を京都から追い出した源義仲の側近くに仕えていた女性のことである。この記事をそのまま史実とすることはできないが、乱世の時代にあつて、戦に出て名を馳せる巴のような女性もいたことは否定できないだろう。しかし、巴のような女性はまれな存在であつた。中世にかぎらず、一般に戦がおこったとき、戦闘員同士の捕虜だけでなく、女性もまた「乱取り」とよばれる略奪行為や「人取り」とよばれる人身捕獲行動に遭遇することが多かったのである。
55	97 左	13 - 14	誤りである。 15 世紀 後半に成立した朝鮮王朝や明王朝の為政者たち	14 世紀後半に成立した朝鮮王朝や明王朝の為政者たち
56	100	4	太閤検地のあり方について誤解するおそれのある表現である。 この検地では、現地に検地奉行を派遣して 田畑・屋敷地の面積や等級を調査し、	この検地では、現地に検地奉行を派遣するか、現地からの指出によって、田畑・屋敷地の面積や等級を調査し、
57	104	20 - 21	96ページ10～11行「ヴァリニャーノ」と相互に矛盾している。 (96 頁 10、11 行) 1578 年に来日した巡察師ヴァリニャーノは、 引率したヴァリニャーニによって (関連修正、本文の修正にともなう訂正) (292 頁索引「ウ」の項) ヴァリニャーニ…104	1578 年に来日した巡察師ヴァリニャーノは、 引率したヴァリニャーノによって ヴァリニャーノ…… 96、104
58	105	21	読みが誤りである。 足尾の銅山などの	足尾の銅山などの
59	108	側注 1	「百姓」及び「身分的周縁」について誤解するおそれのある表現である。 (108 頁側注を 2 分し、110 頁 25 行にも注番号を付して修正) (内容上、110 頁 22～25 行を移動) このほか、僧侶や神職、儒者、医者、修験者・陰陽師などの宗教者、芸能者など多様な人々が多様な集団を形成していた。 (関連修正、側注の新設にともなう注番号の訂正) (111 頁 16 行) して説かれたとされてきた。 (111 頁側注 2) 2 そうした女性のあ	近世の身分は一般に士農工商とされる。農にあたる百姓には、農業だけでなく、漁業や林業に従事する者、村内で大工・左官・屋根葺きなどを生業とする者、水呑や名子・被官、日雇い労働者などもふくまれていた。 (以下の 4 行を 111 頁 8 行のあとにおく) このほか、僧侶や神職、儒者、医者、修験者・陰陽師などの宗教者、芸能者など多様な人々が多様な集団を形成していた。 2 これらの多様な集団には、いわゆる士農工商やえた・非人といった固定的な身分の枠には収まらず、単純化できない人々も属していた。こうした人々のありようを身分的周縁ととらえて、近世社会におけるその実態と役割を明らかにしようとする研究がすすめられている。 3 そうした女性のあ

番号	指摘箇所		原文	修正文
	頁	行		
60	114	図 7	112ページ図1「バタヴィア」と相互に矛盾している。	
				
61	116	28	「乱」は誤解するおそれのある表現である。	で立ち上がった（シャクシャインの蜂起 ^{ほうき} ）。松前藩はシャクシャインを謀殺 ^{ぼうさつ} して蜂起 ^{しず} を鎮めたが，
			で蜂起 ^{ほうき} した（シャクシャインの乱）。松前藩はシャクシャインを謀殺 ^{ぼうさつ} し乱 ^{しず} を鎮めたが， （関連修正、本文の修正にともなう索引の訂正） （索引 296 頁「シ」の項） シャクシャインの乱^{らん} 116	
62	121	図 4 説明	不正確である。	（「 <u>寝垣新綿番船川口出帆之図</u> 」, 国文学研究資料館蔵）
			（〔新綿番船川口出帆図〕, 国文学研究資料館蔵）	
63	125	側注 4	126ページ8行「鷺峯」と表記が不統一である。	それ以後、鷺峯 ^{がほう} （羅山の三男）までは僧侶待遇であった。 ▶ 林鷺峯の子信篤^{のぶあつ}
			それ以後、鷺鳳 ^{がほう} （羅山の三男）までは僧侶待遇であった。 （125 頁側注）▶ 林鷺鳳の子信篤^{のぶあつ}	
64	126	1	読みが誤りである。	江戸に護園塾 ^{けんえんじゆく} を開き，
			江戸に護園塾を開き，	
65	129 - 130		学習指導要領に示す「内容」の（3）のアの「それぞれの根拠や論理を踏まえて、筋道立てて考えを説明させる」及び「内容の取扱い」の（2）のアの「その結果を表現したりする技能を段階的に高めていくこと」に照らして、記述が不十分であり、扱いが不適切である。	（修正文は、修正表 No.20, 21 に示す）
			（原文は、修正表 No.20, 21 に示す）	
66	130	写真説明	誤りである。	（削除）
			（原文は、修正表 No.21, 番号 65 の中に示す）	

番号	指摘箇所		原文	修正文
	頁	行		
65 (続き)			歴史の説明 江戸時代の女性像 (教科書関連ページ — p.111, 126, 142) 貝原益軒が説く女性像 江戸時代の女性の社会的地位は低いとされてきた。この見方は、上下関係に厳格な儒教の影響や個人の意思よりも、生業を円滑に保つ組織である「イエ」を重視する社会的なしくみを通して形づくられてきた。 貝原益軒は、子女の教育法について著した『和俗童子訓』巻5において、「婦人は、人につかふるもの也。家に居ては父母につかへ、人に嫁しては舅姑・夫につかふるゆへに、つつしみて背かざるを道とす」と述べた。この影響をうけた『女大学』『女今川』などが手習いの手本として流布し、いわゆる「三従」が女性としての理想(「女徳」)とされた。さらに益軒は、夫婦が離婚にいたる理由には七つあり(「七去」)、いずれも女性の側にその責任があり、「女徳」を教え込むことが大切だと主張した。 離婚状からみる女性像 しかし、近年、離婚からむ史料(「去り状」、離婚状)の読み直しや川柳のなかの女性像に関する研究がすすみ、益軒に代表される女性像は女性の生活実態からかけ離れているのではないかという疑問が提出されてきている。 離婚の際に夫の「イエ」から出される離婚状には、離婚にいたる理由が明示されないことと「我等勝手二付」という文言が記されることが多いことから、何の理由もなく勝手気 離縁一札之事 其許義今般不相応二付双方相談之上離縁以多し候然ル上者此以後より何方江縁付候とも少茂故離縁無御座候仍而如件の 天沼村 孝太郎(爪印) 慶応元丑年七月 よしとの 離縁状 3行と半分の文字数で書かれたことから「三行半(三下り半)」といわれた。必ずしも夫のほうからの一方的な離縁ができたわけではないが、夫からの離縁状がなければ、妻は再婚することも許されなかった。離婚状は夫の側だけから出されるものであった。 離縁状之事 此度依不縁離縁以多し候然上者今後何方江縁組以多し候とも構無之候為念仍而如件 小沼村 嘉永五年子 壬 二月廿一日 割印 たきとの	

歴史の説明

江戸時代の女性像

(教科書関連ページ — p.111, 126, 142)

貝原益軒にみる女性像

江戸時代の朱子学者であった貝原益軒が1710(宝永7)年に著した『和俗童子訓』には、子女の教育法について、つぎのように記述されている。

「男子は外に出て、師にしたがひ、物をまなび、朋友にまじはり、世上の礼法を見聞するものなれば、をや(親)のをしえ(教え)のみにあらず。外に見ききする事多し。女子はつねに内に居て、外にいでざれば師友にしたがひて道をまなび、世上の礼儀を見ならふべきやうなし……婦人は、人につかふるもの也。家に居ては父母につかへ、人に嫁しては舅姑・夫につかふるゆえに、つつ(慎)しみてそむかざるを道とす」

また、この著作の影響を強く受けて成立したといわれる『女今川』なども手習いの手本としてひろく読まれたが、そこでは「三従」(生家では父に、婚家では夫に、夫の死後は子に従えという教え)が女性として身に付けていべき理想的な「女徳」とされている。

やってみよう-1

上の史料などを読んで、江戸時代の女性像や男女の差はどのようなものであったか、史料にもとづいてまとめ、説明しよう。

しかも、益軒は夫婦が離婚にいたるには、妻に対する「父母に従順でない、嫉妬する、子のないこと、おしゃべりなこと」など、七つの理由があり、これを「七去」とよんでいる。いずれも、女性の側のみにその責任があ

川柳にみる女性像

川柳は、詠み人の本音をかい文芸である。次に江戸時代の妻と夫との関係を川柳を通してみてみよう。

「こわいこと美女で一箱持参なり」
(妻となる女性の持参金には夫は手をつけづらかった)

「女湯へ起きた起きたと抱いてくる」
「女房ども今戻ったと芝居好き」

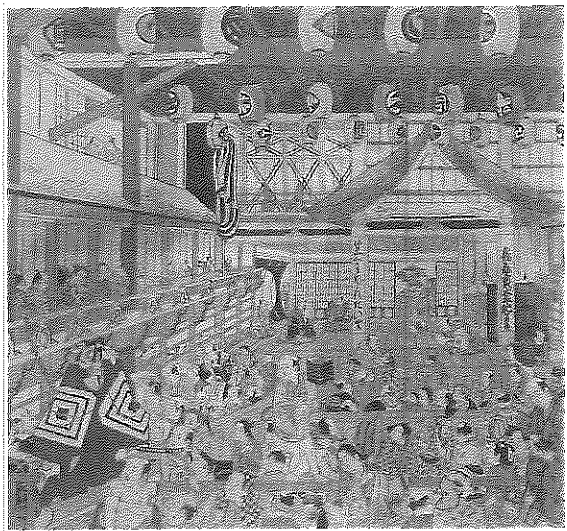
芝居の番付を見る女性

18世紀なかごろの銅絵。(奥村政信画)

やってみよう-2

図書館の書物などを利用して、ここに掲げたような妻と夫に関する川柳を集め、そこで示されている江戸時代の女性の本音と実像がどのようなものか、根拠をあげて説明してみよう。

番号	指摘箇所		原文	修正文
	頁	行		
65 (続き)			川柳からみる女性像 「こわいこと美女で一箱持参なり」という川柳には、妻が大量の持参金を自由に使えたのに対し、夫がこれに手をつけると離婚できない不自由さが詠み込まれている。「里のない女房は井戸で怖がらせ」には、帰るべき実家のない妻がことあるごとに「井戸に飛び込んでやる」といって夫を脅しつけるさまが活写されている。それは男側からみた「かんざしも逆手にもてばおそろしい」という女性観にもつながる。 そして、「女房ども今もどつたと芝居好き」という句が示すように、芝居がかったせりふで帰宅を知らせる観劇後の高揚した妻たちの気持ちがうかがえよう。育児においても、「女湯へ起きた起きたと抱いてくる」という句には、寝覚めてぐずりだした幼子をもてあました父親の困惑ぶりが描かれている。 生業や生活を営む共同体としての「イエ」にあつて、女性は一定の経済力をもち、夫や使用人を操り、ときに芝居を楽しんでいた。ときに頼りない夫を叱り飛ばし脅しつけて、たくましく生きる女性像が明らかになりつつあるのである。 歴史を問い直す このように、歴史には多様な解釈が可能である。よく知られた史料であっても違った観点から見直してみると、全く異なった歴史像を描くことができる。 そのためには、定説にとらわれず、史料を多角的に読み直し、歴史を問い直す姿勢が大切である。	(130 頁) 去り状の再検討からわかったこと 「三行半」と俗称される史料がある。江戸時代に夫側から出された離婚状のことで、「去り状」や「離婚状」といわれる。これは、これまで知られていなかった史料ではない。むしろ、よく知られていて、益軒の所説を補強するものとしても利用されてきた。 すなわち、離婚の際に夫の「イエ」から出される離婚状には、はっきりとした離婚にいたる理由が明記されないことと、「我等勝手二付」という文言が記されるものが多いことから、何の理由もなく勝手気ままに（自由に）、夫が一方的に妻を追いつせると解釈されてきた。 近年、こうした離婚状をおよそ 1000 通にわたって再検討した研究があらわれている。その結果、つぎのような解釈がなされるようになってきた。すなわち、夫婦各人や夫と妻を出した両方の「イエ」同士のよしみに傷をつけないように、あえて離婚の理由を書かなかったのではないかとこのだ。理由を書いていないからと 離婚状之事 一 此度依不縁離縁以多し候 然上者今後何方江縁組 以多し候とも構無之候 為念仍而如件 小沼村 明治五年子 壬 二月廿一日 割印 たきどの 離婚状 3 行と半分の文字数で書かれたことから「三行半(三下り半)」といわれた。必ずしも夫のほうからの一方的な離婚ができたわけではないが、夫からの離婚状がなければ、妻は再婚することも許されなかった。離婚状は夫の側だけから出されるものであった。



歌舞伎の観劇 大勢の観客のなかに女性の姿も多くみえる。
(喜多川歌麿画)

離婚状の新たな解釈

しかし、庶民の離婚状を再検討した研究の結果、次のような解釈がなされるようになった。すなわち、夫婦や双方の「イエ」同士の誼みに傷がつかないようにあえて理由を書かなかった、書いていないからといって、一方的に夫が妻を離婚したわけではないのではないかとこののである。そして、「我等勝手二付」とは、妻側には責任がないことを明示し、配慮を示す文言だと解釈されている。また、離婚状のなかには、「双方熟談之上」とか「双方相談之上」というように、両者の協議を尽くしたうえで相互承認する趣旨を明記した事例が多い。さらに、「離婚状」の文末には「向後、何方江縁付候共、差構無之」（これから先、離婚した女性がどこの誰と結婚しようとも前夫側は文句はいりません）との文言を付すことが定型化している。つまり、離婚後の身の振り方はあくまでも女性自身が決定するのであつて、前夫の介入を許さないことを明記しているのである。

番号	指摘箇所		原文	修正文
	頁	行		
67	131	10 - 11	読みが誤りである。 なぬし 田中 丘 隅ら有能な人材 1662~1729	なぬし た なかきゆう ぐ 名主田中 丘 隅ら有能な人材 1662~1729
68	133	図1説明	133ページ18~19行「印旛沼…の開発をおこなったが、…大洪水のために中止となった」との関係が理解し難い表現である。 意次の干拓も浅間山の噴火で失敗した。	意次の干拓も、浅間山の噴火でとばされた石などが利根川の川床に堆積し、大雨の際に大洪水をひきおこしたため、失敗した。
69	133	図3説明	年次が誤りである。 田沼意次 1767年、 將軍家治の側用人、1872年に老中、側用人兼任と	田沼意次 1767年、 將軍家治の側用人、1772年に老中、側用人兼任と
70	135	9 - 10	135ページ図3説明「大黒屋光太夫」と表記が不統一である。 い せ だいく せ こう だ ゆう 伊勢の大黒屋幸太夫など (三重県) 1751~1828	い せ だいく せ こう だ ゆう 伊勢の大黒屋光太夫など (三重県) 1751~1828
71	135	側注1	不正確である。 (ハンガリー人、ファン=ベニョフスキー)は、ヨーロッパでのロシアとの戦	(ハンガリー人、ベニョフスキー)は、ヨーロッパでのロシアとの戦
72	145	13	読みが不正確である。 いし だ ばい がん 京都の石田梅岩が始めた 1685~1744	いし だ ばい がん 京都の石田梅岩が始めた 1685~1744
73	145	図1	藩校とするのは不正確である。 